

国 地 契 第 1 7 号  
平成 20 年 7 月 2 日

各地方整備局長 あて

國 土 交 通 事 務 次 官

「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」等の一部改正について

標記通知の一部を下記のとおり改正したので、遗漏なきよう措置されたい。

記

1. 「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」(平成 15 年 5 月 15 日付け国地契第 18 号) の一部を次のように改める。

2. を次のように改める。

2. 削除

別紙第 条第 1 項第一号中「昭和 22 年法律第 54 号」の次に「。以下「独占禁止法」という。」を加え、「同法」を「独占禁止法」に、「第 48 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき」を「第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）」に改め、同項第二号中「使用人」の次に「を含む。」を加え、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項」を「独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号」に改め、同号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものといい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

2. 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）及び「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の一部を次のとおり改める。

「土木設計業務等委託契約書の制定について」別冊「土木設計業務等委託契約書」第41条の2第1項第一号中「次号において」を「以下」に、「同法」を「独占禁止法」に、「第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき」を「第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）」に改め、同項第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

「建築設計業務委託契約書の制定について」別冊「建築設計業務委託契約書」第41条の2第1項第一号中「次号において」を「以下」に、「同法」を「独占禁止法」に、「第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき」を「第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含

む。)」に改め、同項第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

「建築工事監理業務委託契約書の制定について」別冊「建築工事監理業務委託契約書」第31条の2第1項第一号中「次号において」を「以下」に、「同法」を「独占禁止法」に、「第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき」を「第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）」の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）」に改め、同項第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

## 附 則

本通知による改正は、平成20年8月1日以降に入札手続を開始する契約から適用する。

○ 「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」(平成15年5月15日付け国地契第18号)

改 正 案	現 行
<p>1. (略)</p> <p><u>2. 削除</u></p> <p>(別紙) (談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第一条 乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(注)下線部分は、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書の場合に規定する文言である。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「<u>独占禁止法</u>」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>独占禁止法</u>第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>独占禁止法</u>第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「<u>納付命令</u>」といふ。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が<u>独占禁止法</u>第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。</p> <p>二 納付命令又は<u>独占禁止法</u>第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものと/or、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「<u>納付命令</u>又は<u>排除措置命令</u>」といふ。)において、この契約に関し、<u>独占禁止法</u>第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に<u>独占禁止法</u>第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものあり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用者を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>独占禁止法</u>第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p><u>2. 「土木設計業務等委託契約書の制定について」等の一部改正について</u> <u>「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊「土木設計業務等委託契約書」第41条の2、「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊「建築設計業務委託契約書」第41条の2及び「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊「建築工事監理業務委託契約書」第31条の2として別紙の条項を加える。</u></p> <p>(別紙) (談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第一条 乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(注)下線部分は、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書の場合に規定する文言である。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>同法第8条第1項第1号</u>の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項</u>の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>二 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用者)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</u>第89条第1項に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>

○ 「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊「土木設計業務等委託契約書」第41条の2

改 正 案	現 行
<p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 条 乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>独占禁止法第8条第1項第1号</u>の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。</p> <p>二 納付命令又は<u>独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令</u>(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、<u>独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号</u>の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に<u>独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号</u>の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものあり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号</u>に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 条 乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>同法第8条第1項第1号</u>の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>同法第7条の2第1項</u>の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、<u>当該納付命令が確定したとき</u>。</p> <p>二 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号</u>に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>

○ 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊「建築設計業務委託契約書」第41条の2

改 正 案	現 行
<p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 条 乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>独占禁止法第8条第1項第1号</u>の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。</p> <p>二 納付命令又は<u>独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令</u>(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、<u>独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号</u>の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に<u>独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号</u>の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号</u>に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 条 乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>同法第8条第1項第1号</u>の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令</u>を行い、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>二 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号</u>に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>

○ 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊「建築工事監理業務委託契約書」第31条の2

改 正 案	現 行
<p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>独占禁止法</u>第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>独占禁止法</u>第7条の2第1項（<u>独占禁止法</u>第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が<u>独占禁止法</u>第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>二 納付命令又は<u>独占禁止法</u>第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、<u>独占禁止法</u>第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に<u>独占禁止法</u>第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は<u>独占禁止法</u>第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 （略）</p>	<p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第 条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>同法</u>第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>同法</u>第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>二 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は<u>独占禁止法</u>第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 （略）</p>